

令和6年第6回（6月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月26日（水）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年第6回（6月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんご苦労様でございます。いよいよ夏型になってきたという感じもありますが、これから梅雨でございます。昨年は7月12日の豪雨で大変な目に遭いましたが、それから早いもので1年近く経ちますが今年は異常気象が無い事を願っております。</p> <p>農作本地については、スイカの出荷が始まりました。ぶどうについてはもうすぐ出荷という状況かと思えます。また稲作につきましては、今日の新聞に昨年の倍位のカメムシが多発していると記載されておりました。家に付く状況を見ても大変な状況なのですが、果樹についても相当新聞等でこれまで掲載されておりました。今年は非常に多い状況になっていきますので、適宜防除がかかせない状況です。適宜防除をしないとカメムシによる斑点米の被害があり、不稔になってしまうという状況もでてくる可能性もありますので、雑草地の草刈り、あるいは防除の徹底ということをお願いしたいと思っております。いずれに致しましても、これからは夏本番でございますので、異常気象がないことを願っている状況であります。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>それでは、議事の方に入りたいと思いますが、本日の欠席委員は村井委員、前多委員、高橋委員の3名であります。</p> <p>議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 1番 油野委員、 2番 長原委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、 1番 油野委員 2番 長原委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第21号 農地法第3条 許可申請	会 長 事務局	<p>それでは、「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第21号 整理番号1番について朗読説明】 申請地は譲受人所有の隣接地であり耕作されます。</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、</p>

議案第 21 号 農地法第 3 条 許可申請	事務局	農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 21 号整理番号 1 番の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	長原委員 現地調査 本日、10 時 00 分より油野委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 譲受人が所有する住宅地の隣の農用地ということで、家庭菜園をやるといってごさいます。特に近隣に影響はなく問題はないと思います。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 竹田委員 今ほど長原委員が言われたように、問題ないと思います。現地を見て来た感じは住宅地の一角で、綺麗に管理されていると思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案第 22 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 22 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案 22 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 22 号の説明を終わります

<p>議案第 22 号 農地法第 4 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>長原委員 現地調査 ・整理番号 1 番 申請人所有の農地ということで、被災されまして現在住所は津幡町になっていますけども、住宅の再建ということで、自分の土地に住宅を建てるようです。地図を見て頂くと奥に入っているような形になっています。道路に面していますが、少し道路と庭に地割れがあり、住宅は下がって建てないという事でした。この辺は住宅用地になっていますので、特に問題は無いと思います。</p>
	<p>会 長 地区担当委員</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員は長原委員ですので割愛したいと思います。 ・整理番号 1 番 長原委員（同じということで割愛）</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 22 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 23 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、「議案第 23 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び 「議案第 24 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は関連しておりますので一括として事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>【議案第 23 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 【議案第 24 号 整理番号 1 番から 10 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 それでは、4 ページ議案第 23 号整理番号 1 番と 5 ページ議案第 24 号整理番号 5 番とは関連しておりますのでこちらからご説明いたします。 今回変更となるのは、平成 30 年 6 月 15 日付けで許可を受けた事業者が転用許可後プレハブ事務所を建設し利用しておりましたが、営業所移転により事務所を取り壊し、現在は駐車場として利用しておりました。この度、売買手続きを進めたところ地目の変更をして</p>

<p>議案第 23 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>いないことが分かり、当初の転用目的と相違していることから計画変更申請と承継者へ 5 条申請することとなりました。申請地は、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>次に、5 ページ議案第 24 号整理番号 1 番と 7 番については、「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満であるもの」との理由により第 2 種農地、整理番号 10 番については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により第 1 種農地とそれぞれ判断されますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。</p> <p>次に整理番号 2 番については、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」との理由により第 2 種農地と判断できます。転用目的の工場建設用地ですが、現在、かほく市遠塚地内にて事務所・工場 2 棟・従業員用駐車場 50 台（敷地面積：約 5,700 m²）で営業しております。受注量が増加傾向にあることから工場を増設かつ機械導入を計画しており、既存工場敷地内には増設できるスペースがないことから、新たに工場建設用地を求めました。候補地要件を満たす土地を市内で検討したところ「代替性なし」に該当すると判断いたしました。また、かほく農業振興地域整備計画変更手続きにより農業専用の規制が令和 6 年 4 月 30 日付で外れております。</p> <p>次に整理番号 3 番・4 番・6 番・8 番・9 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、議案第 24 号整理番号 1 番については、譲渡人の先代が許可を得ずに長年倉庫として利用していたことから始末書が提出されていることを補足いたします。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 23 号及び議案第 24 号の説明を終わります</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>議案第 23 号計画変更 1 番と 5 条 5 番は同一箇所となりますので議案第 24 号 5 条 1 番から順にお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>油野委員 現地調査 ・5 条 1 番</p> <p>先程事務局から説明ありましたように始末書が提出されているということです。当該地は国道 159 号線沿いでありまして、周り</p>

<p>議案第 23 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>に影響を与えるということもなく、問題は無いかと思ひます。</p> <p>油野委員 現地調査</p> <p>・5条2番 先程説明がありましたように、旧七塚町の法人が工場の敷地が手狭になったということで申請されました。以前はぶどう園だった場所ですがここ何年間是不耕作でぶどう棚も外されております。農地を含めた形で工場を新たに建設する計画ですが、擁壁もされるということで境界についても問題はないかなと思ひます。</p> <p>・5条3番 議案書のとおり申請人は宮城県の方であります、現在は木津地内に居宅されているようです。居宅裏が農地であり現在耕作されておりますが駐車場として使用したいということです。法人を経営されていることからトラックや社用車用も含めるようです。この場所については、家屋が連担しておりますし、周りに農地もないので、問題はないかなと思ひます。</p> <p>・5条4番 譲受人の会社の資材置場はありますが手狭になったということで、隣地を求めたようです。当該地についても周りは家屋が連担しておりますし、周りの農地に影響を与えるものではないと思ひます。</p> <p>・計画変更1番と5条5番 議案第23号・24号と関連するということで、以前は事務所建設用地で許可を受けておりました。計画変更ということでこれにつきましては、周りに影響を与える農地もなく、問題はないと思ひます。</p> <p>・5条6番 事務局の方から資料が送付された段階で、私の担当地区ですので確認してきました。旧七塚町の区画整理区域でありまして、周りはコンクリート擁壁で囲まれ、家屋が隣接されているところです。他の農地に与える影響もなく、問題はないと思ひます。</p> <p>長原委員 現地調査</p> <p>・5条7番 この地区につきましては住宅が連担する地域で、特に問題は無いかと思ひます。</p> <p>・5条8番 今現在アパートが建っていますが、先般の地震で少し擁壁が動いている感じ、その擁壁を直すために一部敷地を確保したいということです。必要な面積だけ取得という事で特に問題は無いかと思ひます。</p>
--	-------------	--

<p>議案第 23 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p> <p>会 長</p> <p>地区担当委員</p>	<p>長原委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 条 9 番 ここは住宅地の中の農地であり、宅地造成するということです。周りは住宅地ですので特に問題は無いかと思ひます。 ・ 5 条 10 番 申請地は集落に連担する住宅地ということで、1 種農地ですが特に問題無いかと思ひます。 <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。(5 条 1 番から順にお願いします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 条 1 番 大田委員 私の物心ついた頃から建っていました。始末書が提出されているということでよろしくお願ひします。 ・ 5 条 2 番 中村委員 この案件は、かほく農業振興地域整備計画変更が 4 月 30 日付という事で高低差もあり周辺の農地への影響がなく問題はないと思ひます。 ・ 5 条 3 番 今本委員 申請人も以前住んでおられましたのでよろしくお願ひします。 ・ 5 条 4 番 高橋委員欠席のため事務局より報告 住家の連担しているところで特に問題は無いかと思ひますということで報告を受けております。 ・ 計画変更 1 番と 5 条 5 番 高橋委員欠席のため事務局より報告 周りは住家が連担しており、特に支障はないと報告を受けております。 ・ 5 条 6 番 油野委員 現地調査で報告済 省略 省略 ・ 5 条 7 番 村井委員欠席のため事務局より報告 七尾線沿いの住家が連担している土地であり、特に問題はないということで報告を受けております。 ・ 5 条 8 番 末廣委員 現地報告のとおりであり拡張部分ということで問題はないと思ひます。 ・ 5 条 9 番 (末廣委員) 造成用地ということで周りにも問題はないかなと思ひて見ておりました。 ・ 5 条 10 番 (松本委員) 私も現地を見て来ましたら、周りにも住宅が建っており、問題ないと思ひます。
--	--------------------------------------	---

議案第 23 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	全員の挙手により「議案第 23 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案第 24 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 8 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明
	事 務 局	報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 6 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員 10 番・11 番・推進委員 B グループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	<p>10 番 中村委員</p> <p>5 条案件で現地を確認してきました。それからいつもながら外来種でケシの花が今年も咲いております。それから黄色い花が咲いており、外来種のような感じです。周辺は黄色い花が沢山咲いております。除去してほしいということを県は言っております。それから昨年から発生しております害虫のシタバニハゴロモですが、4 月中旬から 10 月頃まで発生しております。この害虫は 3 回か 4 回脱皮して羽根つきの成虫になっていくようです。樹液の吸汁し植物の生育不良や枯死を引き起こすということで対策をしていきたいと思っております。</p>
		<p>11 番 大田委員</p> <p>二ツ屋地区では今年から水稻関係で農業法人になりました。1 年目ということですが人手不足で悩んでいまして、区の方へ協議した結果、15、16 人作業に出してくれるという事になりましたが、色々問題が出ております。作業をしたい気持ちがある中、副業になる等の問題や、結構作業もきついで日頃から重労働している方は問題ないのですが、サラリーマンしておいでた方には多少厳しいようです。初年度ですので皆さんで反省会等した時には応援に出るぞという</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>お声も頂きましたので、その辺は良かったかなと思います。ただ、また秋作業にはひと騒動ありそう思っております。水稻の方は去年の様に猛暑ではない気もしますが、田んぼを見ると青藻が結構出たりしております。あとは害虫に関しては、カメムシ等多いかなと思います。防除もしておりますが、経費が思った以上に掛っております。ぶどうについては、来月8日に市長さんをお願いしトップセールスということで、PRしていく予定です。あとは果樹園協会として、ボランティアに2日程参加してきました。復興状況は道路だけが進んでいますが、後は以前と一緒にということで、僕らでもどうもしてあげることが出来ず可哀想やなという思いです。災害が起きないように願っております。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>公務員の副業という事で大田さんが言われた通り、原則禁止されています。原則ですが届出によって認められる部分がありまして、例えば自分の経験から地区の会計だったり事務局だったりして報酬を頂いておりましたし、それから消防団員として活動をしていましたので、報酬も頂いていました。事前に届出し認めて頂くということで、許可をもらって活動していました。農業という部分で職員でも家業としてやってらっしゃる方がいます。家業の方は特に届出は求められてなかったかなと思っております。自分が課長になってから家業の部分でその様な届出を受け取った事も無いので、その部分は認められるのかなと、今集落営農組合ということで自己所有の農地を持った方が基本的には入ってらっしゃるかなと考えると、家業ととらえればということも思われます。</p>
	<p>大田委員</p>	<p>日当を払わないといけないので、源泉の絡みが出てくる。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>やはり日当となると、自分も以前頂いていましたので、届出ということで許可を得られれば可能なかなと思います。所属長に提出し所属長が認めた上で総務課判断ということになるのかなと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>基本的には農地を持った人が自分の田んぼをやるというのと一緒ですからあまり聞いたことないです。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>通常は届出をなるべくしておけば、問題ないかなとは思っています。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>Bグループ推進委員 吉野委員 私の気屋地区のほ場整備は昨年度で面整備が完了しまして、現在登記完了待ちとなっております。鉢伏地内との境界もまとまりまし</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	たし、何ら遅れる原因はないなと思っていたところ、能登地震があり当初は7月には登記完了するということを知っていましたが、先般確認をしますと7月が次延びて、いつになるか見通せないという状況になっております。登記が延びますと中間管理機構へ農地を貸付して、ほ場整備協議会や高峰ファーム等が借入をしているということで、年貢の発生があります。前の登記で借地料を支払う必要があるようになってきています。気屋地区 28ha の大部分を高峰ファームが耕作し、あとは個人の方1名が耕作しているのですが、高峰ファームの年貢の支払いが減歩前の登記で支払わざる負えない状況が余計にかかるのかなと思っています。このあたり、中間管理機構は登記面積で請求がきて権利者に支払いをするということだろうと思いますので、そのあたりもっと柔軟に地震等も含めてなんとかならないかと思っておる次第です。そこは市の方から中間管理機構に申し出をして頂ければ助かります。よろしくお願い致します。
	当番委員	瀬戸委員 新嘗祭の田植えの時にはご協力いただきありがとうございました。また秋もありますのでよろしくお願い致します。相談事というのはありませんが、草がすごく生えていて田んぼの中の除草剤を何回かしていますが、上手に枯れたなと思ったらまた次に生えてきて草に苦戦しております。耕作面積が結構あるので、毎日毎日草刈りと田んぼの消毒をするのとで大変な思いをしております。
	当番委員	森委員 長柄町の用水のことだけしか喋っていないようですが、長柄町生産組合長とも話していたのですが入り耕作の方が段々増えており、用水については、色々ご対応して頂きありがとうございます。お陰様で去年の7月豪雨の長柄用水決壊、それも無事に通水しております。そうかと思って喜んでいましたら先日の日曜日の豪雨により箕打地内等で3箇所崩れましたが、組合長より業者と行政との連携がスムーズに行き早期に対応できたと聞いております。明日通水するそうです。ありがとうございます。
	会 長	ありがとうございました。次回は、12番 村井委員、1番 油野委員、来月はCグループの推進委員さんをお願いいたします。
	会 長	本日は村井委員欠席ですので、かほく市管内の現況や情報についてはありません。

<p>その他</p>	<p>会 長 事 務 局 事務局長</p>	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p> <p>・令和6年度農業委員会研修会の開催について</p> <p>次回、7月の総会は、7月26日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、3番 今本委員、4番 松本委員です。推進委員の方は、Cグループとなります。よろしくお願いいたします。</p> <p>今月（6月）の委員報酬は、7月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p> <p>※7月総会当日は、市役所前はサマーフェスタの準備をしておりますので駐車場に制限があります。来月議案送付時に再度駐車場所をご案内いたしますのでご注意ください。</p>
<p>閉 会</p>	<p>会 長 会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和6年6回（6月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【14時28分終了】</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長 [Redacted Signature]</p> <p>1番 [Redacted Signature]</p> <p>2番 [Redacted Signature]</p>